

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

土地の譲渡に際して支払った税理士報酬

Q : 私は、今現在住んでいる家屋とその敷地を譲渡することにしました。

譲渡に際して買換えの特例の適用の有無や税額について、事前に税理士に相談し、その報酬を支払いましたが、この税理士報酬は、譲渡所得の計算上、譲渡費用として控除できますか。

A : 譲渡費用として控除することはできません。

【解説】

譲渡所得の計算上、必要経費として差し引くことができる譲渡費用とは、資産を譲渡するために直接要した費用をいい、具体的には次のようなものがこれに当たります。

- (1) 資産の譲渡に際して支出した仲介手数料、運搬費、登記もしくは登録に要する費用その他その譲渡のために直接要した費用
- (2) (1)の費用のほか、借家人等を立ち退かせるための立退料、土地等を譲渡するためその土地の上にある建物等の取壊しに要した費用、既に売買契約を締結している資産を更に有利な条件で他に譲渡するためその契約を解除したことに伴い支出する違約金その他その資産の譲渡価額を増加させるためその譲渡に際して支出した費用

ご質問の税理士報酬は、譲渡に係る税金関係の相談に対するものですから、譲渡のために直接要した費用や、譲渡価額を増加させる費用とは考えられません。したがって、譲渡費用として控除することはできません。

